

65 歳以上の
高齢者対象

補聴器の購入費を助成します (阿久根市高齢者補聴器購入費助成事業)



阿久根市では、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者の方を対象にコミュニケーションを取ることが難しくなったことによる認知機能の低下を予防し積極的な地域参加及び地域交流を支援することを目的として、補聴器の購入にかかる費用の一部を補助します。

1. 対象者 ※以下のすべての要件を満たす方

☐ 市内に住所を有する 65 歳以上の方

☐ 耳鼻咽喉科を受診し、中等度難聴以上と診断を受けた方

両耳とも聴力レベルが 40 デシベル以上 または 片耳 70 デシベル以上の診断

☐ 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない方

2. 助成内容

助成上限額 20,000 円

※助成対象経費の2分の1以内の額で、上限は 20,000 円

※付属品(補聴器本体の購入に必要なものを除く)、送料、診断料、文書料などは助成対象外

※集音器は対象外

3. 利用方法

手続きの流れは次のページをご覧ください。

4. 注意事項

※申請前に購入されたものは助成対象外

【裏面をご覧ください】

～手続きの流れ～

1 申請書の入手

市役所窓口(介護長寿課高齢者支援係)またはホームページにて
申請書と**医師意見書**(第2号様式)を入手。

2 受診

医師意見書を持参し、耳鼻咽喉科を受診していただきます。
医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書の記入を受けてください。

※受診料・検査料・文書料等は自己負担です。
※聴力検査の結果の原本またはコピーが必要です。
※申請書提出日の前3か月以内のもの



3 申請

下記の書類を市役所窓口(1階 12 番)に提出してください。

- 申請書
- 医師意見書
- 見積書

※医師意見書に聴力検査の結果を添付してください。



4 決定

市から補聴器購入費助成金交付決定通知書が届きます。

※決定通知書が届くまでは、補聴器を購入しないでください。

5 購入

- 1 補聴器販売店において、補聴器を購入し、購入店から**領収書**をもらってください。

※宛名は申請者本人に限ります。

- 2 購入後は、速やかに**請求書**と**領収書**を市役所に提出してください。

※助成金以外の助成等を受ける場合は、当該助成等の金額を証明する書類を添付してください。



6 助成

提出書類を確認後、申請者本人名義の指定口座に助成金を支払います。

問い合わせ先

阿久根市 介護長寿課 高齢者支援係
住所:阿久根市鶴見町 200 番地
電話:0996-73-1241